

制度情報－2025年4月の法令から－
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国民営經濟促進法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第46号

(公布日) 2025年4月30日

(施行日) 2025年5月20日

1. 主なポイント

(1) 民営經濟組織の概念と性質を明確化し、中国国外の企業や公民、組織や個人等が実質的若しくは持分支配する外資企業は、原則、民営經濟組織に属さない。

(第77条)

(2) 全国統一の市場参入ネガティブリスト制度の実行が提起され、外資企業及び民営企業を含む各種經濟組織はリスト外分野にも法的平等に参入可能となる。(第10条)

(3) 同法は「民営經濟組織が外商投資にかかわる場合は、外商投資法律法規の関連規定を同時に適用する」ことを明確にした。外資企業に民営企業との合弁・提携等の関係がある場合、『民営經濟促進法』及び『外商投資法』等の関連法律の遵守が必要となる。(第77条)

2. 今後の留意点

同法は主に民営經濟に適用されるが、外資企業にとっても参考価値がある。市場参入、入札募集・入札、融資などにおける所有制度差別を禁止し、外資企業が経営上で不公平待遇に直面した場合（例えば入札募集・入札で「外資」を理由に差別的扱いがあった場合）、同法に基づき平等権利を主張し、法的手段により自社の合法權益を守ることができる。(全文計78条)

婚姻登記条例

(発令元) 国务院

(法令番号) 国令第804号

(公布日) 2025年4月9日

(施行日) 2025年5月10日

1. 主なポイント

- (1) 婚姻登記が全国共通手続きとなり、従来は一方の戸籍地での婚姻登記が必要だったが、中国大陸内の任意の婚姻登記機関での登記が可能となり、遠隔地での登記は不要となる。(第7条)
- (2) 外国人と中国人が中国大陸内で婚姻登記する際の提出資料は変わらず、身分証明書(有効なパスポート又は永久居留身分証)、独身無配偶者証明書(公証認証を要する)、外国語翻訳文書などが必要。(第8条)

2. 今後の留意点

国際結婚の場合、一般県級機関ではなく、省級民政部门または指定の婚姻登記機関で行う必要があるという点に注意が必要である。現地民政局公式サイト情報や電話問合せにより事前に最新政策を確認することが望ましい。複雑な状況がある場合、専門弁護士や国際結婚サービス機関への相談が推奨される。将来的に移民、財産相続などに必要となる婚姻証明書、離婚協議書などの文書を適切に保管することも必要となる。(全文計28条)

国家税務総局によるインバウンド観光客向け出国時税還付 「即時還付」サービス措置の普及に関する公告

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 国家税務総局公告 2025 年第 9 号

(公布日) 2025 年 4 月 4 日

(施行日) 2025 年 4 月 4 日

1. 主なポイント

- (1) 「即時還付」税還付政策の概念、性質及び主な内容を規範化した。インバウンド観光客(中国国内に183日を超えず連続居住する外国人及び香港・マカオ・台湾同胞をいう。)は、「即時還付」対象店舗での免税品購入時に、特定手続き後、その場で税還付を申請できる。(第1条)
- (2) 出国時の「即時還付」プロセス及び手続き方法を明確化した。(第2条)

2. 今後の留意点

「即時還付」政策を享受するための特定の手続きと条件があり、各地税務部門が当該地区「即時還付」政策の具体的実施方案を制定する可能性もあるため、現地駐在員及びインバウンド観光客は最新の現地政策実施状況に注目し、正しく理解した上で「即時還付」政策を活用することができる。(全文計3条)

『サービス業開放拡大総合試行事業推進加速方案』

に関する国務院による回答

(発令元) 国務院

(法令番号) 国函[2025]39号

(公布日) 2025年4月11日

1. 主なポイント

(1) 北京、上海、深センなど 11 の省・市において、サービス産業開放拡大のための総合試行事業任務を全面的に展開し、地区及び任務の数は区別しない。

(第 1 条、第 2 条)

(2) 大連、寧波、アモイ、青島、深セン、合肥、福州、西安、蘇州の 9 都市を新たに試行地域に組み入れる。(第 3 条)

(3) サービス産業の開放拡大レベルに基づき、法定プロセスに従って、試行エリアにおける行政法規及び部門規則の適用内容及び範囲を調整する。(第 5 条)

2. 今後の留意点

今回の事業法案は 115 項目の試行事業任務を通じ、同 20 省・市におけるサービス産業の制度的開放を推進し、市場参入を全面的に緩和する。例えば、電気・通信・デジタル経済、医療健康サービス、金融分野の開放レベルを拡大し、国外の医師、看護師、薬剤師などの試行地域における短期業務を許可する。外資系企業は現地の市場参入緩和、要素移動の利便性向上、国際ルールとの整合性などの機会を捉え、データセキュリティ、独占禁止などのコンプライアンス要求の変化を注視する必要がある。

(全文計 5 条)

『市場参入ネガティブリスト (2025 年版)』の印刷公布に関する通知

(発令元) 国家発展改革委員会・商務部・市場監督管理総局

(法令番号) 発改体改規[2025]466号

(公布日) 2025年4月24日

(施行日) 2025年4月24日

1. 主なポイント

(1) 市場参入制限がより緩和され、新改正リストの項目数が 2022 年版の 117 項目から 106 項目に削減され、公印刻印製造業が許可制から届出制に変更されるなど、8 項目の全国的措置が削除された。

(2) 全国的な措置の一部を緩和し、テレビドラマ制作会社の設立、医薬品卸売・小売企業の設立準備、医薬品・医療機器のインターネット情報サービス、医療機関の放射性医薬品 (第一類・第二類) 使用、新型電気通信事業の試験実施、増値税イン

(無断での編集や転載、複製を禁止します)

ボイスの印刷などの管理措置を廃止した。

(3) 無人航空機、電子タバコなどの新型タバコ製品、医薬品・医薬機器のネット販売、インターネット情報サービス、金融安全、生産安全、国家安全など、一部分野に対する市場参入規制を強化した。

2. 今後の留意点

『市場参入ネガティブリスト(2025年版)』は市場参入規制の引き下げを通じて市場活力を一層活発化する。外資企業は政策ボーナスについて把握すると共にコンプライアンス意識を強化する必要がある。『市場参入ネガティブリスト』及び『外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』という2つのリスト枠組みの下、業界参入、データセキュリティ、サプライチェーンのローカライズ及び海南・深センなどの特定地域における政策差異に留意する。(全文計 106 項目)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

警備会社A社に警備員として勤務するCは、労働契約にて、離職後1年間は競業関係職に就かないこと、これに違反した場合は違約金20万元を支払うことを約定していた。A社を離職したCが別会社の警備員職に就くと、A社はCの競業制限違反を主張した。これに対しCは、警備員は会社の商業秘密を知る立場にないとして競業制限義務の主体不適格を主張したため、A社は仲裁委員会に仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

Cは競業制限義務の適格主体か。

3. 弁護士分析

- (1)労働契約法第24条第1項は、競業制限の対象者は会社の高級管理職、高級技術者及びその他秘密保持義務を負う人員に限ることを定めている。
- (2)Cは高級管理職や高級技術者には該当せず、その職責は勤務区域の日々の警備であり、商業秘密等の秘密保持事項を知ることは明らかに困難である。Cが商業秘密にアクセスできることをA社は証明できないため、Cは競業制限義務の適格主体ではなく、競業制限条項は双方に拘束力を持たない。

4. 裁判結果

労働仲裁は会社の仲裁請求を棄却し、違約金支払いは不要と判決した。

5. 今後の留意点

- (1)競業制限義務は全従業員ではなく、企業の高級管理職、高級技術者及びその他会社の秘密情報にアクセス可能な人員のみが対象となる。
- (2)退職従業員との競業制限を定める場合、従業員に競業制限補償金を支払う必要があるため、企業は当該従業員が会社の機密情報にアクセスできるかどうか、退職後に同業他社や競合他社に就職した場合、会社に重大な影響を与えるかどうかなどの要素を総合的に考慮し、退職後の競業制限を課すかどうか決定する必要がある。
- (3)会社が在職従業員に対し競業制限を定める場合は従業員の秘密保持及び忠実義務の体現に該当し、競業制限補償を支払う必要はない。